

## 第4編 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理

#### (1) 計画推進における評価

基本指針に即して定めた数値目標（「障害福祉サービスに関する数値目標」）を「成果目標」とし、各サービスの見込量（「障害福祉サービスに関する各サービスの見込量」、「地域生活支援事業に関する各事業の見込量」）を設定し、事業の実施に際し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて、津山市障害者施策推進審議会において評価を受けるとともに、その結果について公表します。

#### (2) 点検・評価結果の反映

計画内容の着実な実現を図るため、全庁的な取組により施策を推進していくとともに、津山市障害者施策推進審議会及び津山地域自立支援協議会を中心に、計画の進捗状況等の点検並びに評価を行い、施策に反映します。

### 2 障害のある人、市民及び関係機関との連携

障害のある人が安心して、地域社会で生活していける共生社会を実現するために、各施策を効果的に実施していく必要があります。

そのためには、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、福祉サービス事業者、教育機関、医療機関、ボランティア団体、障害のある人の団体、その他団体等）などとの連携は不可欠であることはもちろん、地域社会と関係機関との連携を図り、社会情勢の変化やニーズに配慮した支援を行っていくことで障害者施策の推進を図ります。

また、障害者施策の広報による一層の周知に努め、障害のある人も含めた市民の主体的な参画を促進するとともに、障害のある人やその家族に障害福祉サービス等の周知を重ねることにより、各種サービスの積極的な利用を促進します。

### 3 広域での連携

本計画の推進にあたっては、広域的な視点で取り組んでいくことも必要であり、国や県及び近隣の市町村等との連携を図り、障害者施策の取組やサービスの提供を行います。